

皆さんこんにちは。

皆さんが犯罪に巻き込まれたり、事故でけがをしたり、日常生活でのトラブルに巻きこまれたりすることがないように、今治警察署は活動を行っています。

そのため、私たちは町で皆さんを見かけた時、いろいろな形で声を掛けます。皆さんも警察官に出会った時や警察署・交番の近くに来た時には、気軽に声を掛けてください。

皆さんと良き友人となれることを希望しています。



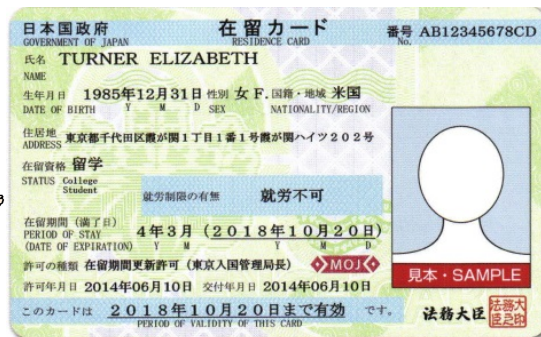
外出時には必ず「在留カード」を携帯しましょう

「在留カード」は、あなたの身分を証明する重要な文書で、日本に在留する外国人が外出する時には、必ず「在留カード」を携帯しなければならない義務があります。

警察・入管・海上保安庁等の職員が在留カードの提示を求めた時は、必ず在留カードを提示してください。

近年、警察等に在留カードの提示を求められて、所持していなかったという事案があとを絶ちません。

皆さんは在留カードを受け取ったら、外出するときは必ず在留カードを携帯してください。



失踪問題について

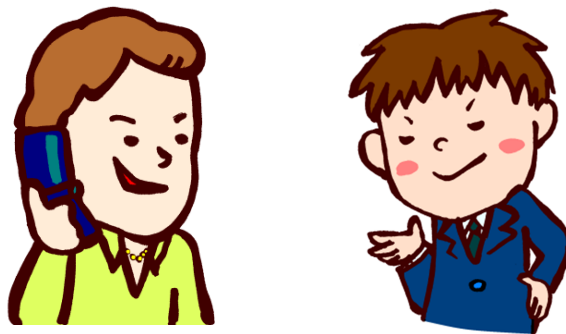
日本には、実習生を狙って別の仕事を紹介する犯罪者集団がいます。

これらの犯罪集団は facebook や QQ チャット等を利用して「もっと給料のいい仕事がある。」などと巧みな言葉を使い、今の会社から別のところに行って仕事をするよう勧めます。

犯罪集団が紹介する仕事でいい仕事は決してありません。

「もっとお金が稼げる」などの甘い言葉をうのみにしないようにしてください。

不法就労者や不法滞在者と付き合わないようにしましょう。



自転車を利用する皆さんへ

日本と中国の交通ルールは異なります。命を守るため、交通規則を遵守しましょう。

日本では、本人の過失により交通事故を引き起こし、相手方に傷害を負わせた場合には、その軽重により損害賠償責任を追及される可能性があります。（証拠隠滅を図り、或いは逃亡した時には、逮捕される可能性もあります。）

歩行者又は自転車に乗車している者が違反をしたときには、その過失及び責任を追及されます。（損害賠償責任を追及される可能性もあります。）

交通事故に遭遇した時には、自らが交通規則に違反していた場合には、賠償金を受け取れないことがあります。



事故が多い箇所について

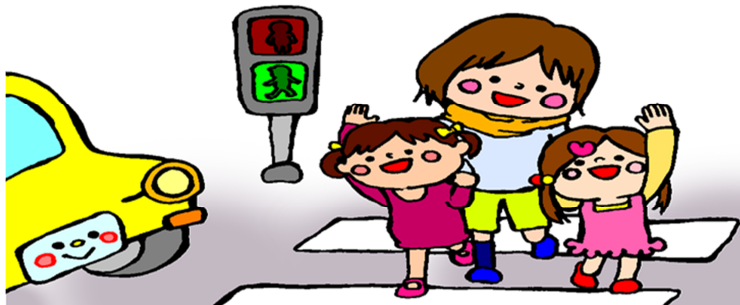
最も多いのは出会い頭の衝突事故でその次に多いのは右左折時の事故です。特に交差点で事故が多発しています。

最大の原因は、安全確認をしていないことです。

たとえよく知っている道路でも、止まって安全を確かめましょう。

日本と中国の交通規則は違います。日本に来て生活に慣れたからといっても、外出するときは油断しないようにしましょう。

また、交通規則を遵守していても事故に巻き込まれることがあります。十分注意してください。



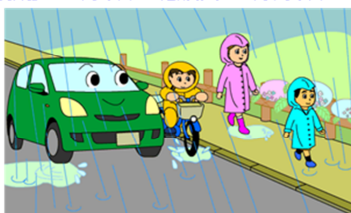
正しい自転車の乗り方



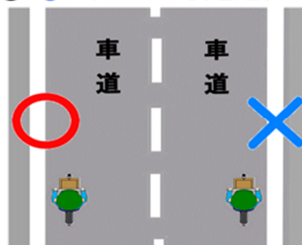
① 自転車は、車道が原則、歩道は例外

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。したがって、歩道と車道の区別のあるところは、車道通行が原則です。

【罰則】 3ヵ月以下の懲役又は5万円以下の罰金



② 車道は左側を通行



自転車は道路の左端に寄って通行しなければなりません。

【罰則】 3ヵ月以下の懲役又は5万円以下の罰金



③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道では、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。



※普通自転車に限る



④ 安全ルールを守る

■手ばなし運転は禁止

合図をしないと除き、片手運転も禁止。



【罰則】 3ヵ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

■夜間はライトを点灯

(昼間のライト点灯運動も実施中)

夜間は、前照灯及び尾灯(又は反射器材)をつける。



【罰則】 5万円以下の罰金

■自転車横断帯の通行

自転車横断帯(標識・表示)がある場所付近では、表示された部分を通行する。



【罰則】 警察官等の指示にそむいて自転車横断帯を進行しなかった者
2万円以下の罰金又は科料

■二人乗りは禁止

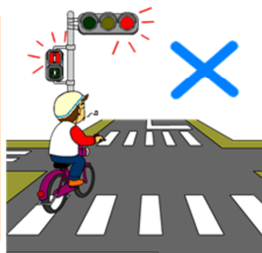
16歳以上の者が6歳未満の子どもを1人乗せるなどの場合を除き、二人乗り禁止。



【罰則】 2万円以下の罰金又は科料

■信号を守る

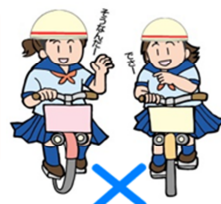
信号を必ず守る。「歩行者・自転車専用」信号機のある場合は、その信号に従う。



【罰則】 3ヵ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

■並進は禁止

「並進可」標識のある場所以外では、並進禁止。



【罰則】 2万円以下の罰金又は科料

■交差点での一時停止と安全確認

一時停止の標識に従って停まる。また、見通しのきかない交差点などでは徐行。安全確認を忘れずに。



【罰則】 3ヵ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

運転中の携帯電話・傘さし運転

禁止!



携帯電話を手で持ち、通話や操作をしたり、画像表示装置の画像を注視して自転車を運転してはいけません。

【罰則】 5万円以下の罰金



交通ひんぱんな道路において、傘をさして自転車を運転してはいけません。

【罰則】 5万円以下の罰金